

匿名データの作成にかかる統計研究研修所の取組について

統計改革推進会議最終とりまとめを踏まえた、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）において、匿名データについて、総務省統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討することとされた。

このため、統計研究研修所に「匿名データ有識者会議」を設置し、匿名データについて、より広い範囲の者が利用できるようにするため、その作成・提供方法等に関し、平成 30 年度内に一定の結論を得るべく検討を開始する。

主な検討事項

- ・ 匿名データの作成基準、チェックリスト等について
- ・ 各府省が作成した匿名データの秘匿レベルの検証方法等について
- ・ その他匿名データの作成・提供に関することについて

第 III 期公的統計基本計画（平成 30 年 3 月）

3 統計の利活用促進・環境改善

(1) 調査票情報等の提供及び活用の推進

- 匿名データについて、総務省統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。

統計改革推進会議最終取りまとめ（平成 29 年 5 月）

3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用推進

(2) 社会全体における統計等データの利活用の推進

② 統計等データの利活用の基盤整備

総務省は、以下の取組を行うこととし、その具体的な内容等について検討し、年内に結論を得る。

- ・ 一般の人が利用できる匿名データについて、必要な法制面、技術面から検討し、提供を開始。その際、提供の早期化、手続の簡素化も検討